

特許庁からのお知らせ

意匠課・意匠審査部門が特許庁本庁舎に移転しました

特許庁 審査第一部 意匠課

特許庁の本庁舎改修工事の終了に伴い、令和5年5月に意匠課・意匠審査部門は、六本木仮庁舎から特許庁本庁舎の7階に移転しました。

また、意匠課・意匠審査部門では、庁舎移転を契機にフリーアドレスを導入しました。これに伴い、従来の審査官固有の内線番号を廃止し、審査室ごとの内線番号を設定しています。

面接等で意匠課・意匠審査部門に来訪される際や、審査官と電話にて連絡をされる際は、お間違えの無いようお気を付けください。

- 住 所 〒100-8915 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号
(特許庁本庁舎7階)
- 電話番号 代表 03-3581-1101
内線 情報・交通意匠：2912
環境・基盤意匠：2919
生活・流通意匠：2925
(審査官固有の内線番号を廃止、審査室ごとの内線番号を設定)

